

議事要旨(7) 権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理の検討

冒頭、小賀坂副委員長より、権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理の審議を行う旨が説明され、その後、淡河専門研究員より、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 権利確定条件付き有償新株予約権について、論点 1 から論点 4 の個々の論拠には同意しないものの、ストック・オプション会計基準の適用範囲に含めるとの総合的な結論には賛成する。これは、多くの企業で権利確定条件付き有償新株予約権に対する応募率が高くなっていることは、付与された従業員等が割安と感じていることを意味し、当該新株予約権が割安で提供されたことにより、報酬性があると考えためである。
 - 現行のストック・オプション会計基準が、適切な論拠に基づいているかという点に問題意識があり、当該基準が実務におけるストック・オプションの導入の妨げになっている可能性があるとも考えられる。このため、当該基準には課題があるとの意見を文案に記載することを検討いただきたい。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 事務局の分析は、現行のストック・オプション会計基準を前提にして、結論を導いている。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 退職後に失効の見積り数に重要な変動が生じた場合に費用の追加計上を行うか否かについて、実務上の観点からは詳細なルールを設ける必要はないと考える。
 - 経過的な取扱いについて、過去に遡及することが原則であるのに対して、実務上の煩雑さを理由として案 1 (比較情報について遡及適用による影響を反映させる。)を採用しないことは理由として適切ではないのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 実務上の煩雑さのみを理由としているのではなく、遡って検討することは見積りの困難さを伴う可能性があり、有用な情報提供の観点からは懸念があることのほか、他の制度との関係に配慮する必要があることを理由としている。

以 上